

国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進会議規則

(平成29年5月24日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）に、本法人のダイバーシティ推進のため、国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ダイバーシティ推進に係る基本方針に関すること。
- (2) ダイバーシティ推進に係る方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) ダイバーシティ推進に係る実施状況の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) ダイバーシティ推進に係る広報及び啓発の活動に関すること。
- (5) その他ダイバーシティ推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤を除く。）
- (3) 学部長（理工学部長を除く。）
- (4) 工学系研究科長
- (5) 全学教育機構長
- (6) 附属図書館長
- (7) 医学部附属病院長
- (8) 広報室長
- (9) 共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の長のうち学長が指名した者 若干人
- (10) その他学長が指名した者 若干人

(任期)

- 2 前項第9号及び第10号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第9号及び第10号の構成員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 推進会議に議長を置き、前条1号の構成員をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、次条に規定する副議長が、その職務を代行する。

(副議長)

第5条 推進会議に副議長を置き、第3条第2号の構成員のうちから議長が指名した者をもって充てる。

2 副議長は、議長の指示を受け、推進会議の業務を掌理し、及び連絡調整する。

(議事)

第6条 推進会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 推進会議が必要と認めたときは、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 推進会議の事務は、別に定める国立大学法人佐賀大学ダイバーシティ推進室及び総務部人事課が行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年5月24日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

(1) 国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進規則（平成24年3月28日制定）

(2) 国立大学法人佐賀大学男女共同参画推進室運営規程（平成24年3月28日制定）

3 第2条第1項第5号中「全学教育機構長」とあるのは、同項第2号の構成員に全学教育機構長を兼務する理事を含む場合は、「全学教育機構副機構長のうち学長が指名した者 1人」と読み替えるものとする。

4 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第9号及び第10号の構成員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。